

○職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

(昭和41年11月30日)
条例第4号

改正 令和元年12月9日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1年以下の期間、給料月額額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、報酬の額（ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年ふじみ衛生組合条例第5号）第9条に規定する通勤手当に相当する報酬の額及び同条例第12条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬の額を除く。）の5分の1以下に相当する額を報酬から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与又は報酬も支給されない。

(その他必要な事項)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月9日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）